

経税部  
だより

# 税務調査における「質問応答記録書」

税理士 斎藤 直樹

「質問応答記録書」とは、国税の内部資料では「録取」を一般の税務調査でもやろうという

ルの「録取」を一般の税務調査でもやろうという

限を認める一方、被疑者や質問を受けた者に対し

合などは言うにおよばず、今後の調査に資す

「質問応答記録書」を作成する旨を告げられた時

「内容の真実性(実質的証拠能力)を高めるためにも、2名の調査担当者で実施するのが望ましいでしょう。」という記述

重要な点は、警察官や検察官また警察官は法律で取り調べや供述調書を録取る権限が与えられて

「録取」を認める一方、被疑者や質問を受けた者に対し

「質問応答記録書」をめぐって強制や偽造記載等が行われている場

「質問応答記録書」をめぐって強制や偽造記載等が行われている場

## 1. 「質問応答記録書」導入の背景

13(平成25)年の国税通則法改正で、税務調査の手續が法定化され、またすべての不利益処分

る裁判で課税庁が負けるケースが増えています。その原因として課税庁は

「質問応答記録書」の作成が行われた場合、納税者は

「質問応答記録書」の作成が行われた場合、納税者は

「質問応答記録書」の作成が行われた場合、納税者は

## 2. 「質問応答記録書」の法的性格

国税の内部資料による「質問応答記録書」は他省庁(警察・検察等)にて作成する供述

調書等を参考に作成している」とあります。つまり犯罪捜査の取り調べ

「質問応答記録書」を作成する旨を告げられた時、法律的な根拠を聞いてください

「質問応答記録書」の公開請求

「質問応答記録書」の公開請求

## 3. 3.どのように対応すべきか

埼玉の小田川税理士は「質問応答記録書」に対する対応として次のようにアドバイスしています。

「質問応答記録書」の公開請求

「質問応答記録書」の公開請求

「質問応答記録書」の公開請求

## 5. 「記録書」を跳ね返した事例

「3.どのように対応すべきか」のところで

「質問応答記録書」をめぐって強制や偽造記載等が行われている場

様式第1号 整理番号 平成 年 月 日

保有個人情報開示請求書

取受 日付印

氏名 (ふりがな) \_\_\_\_\_

住所又は居所 〒 \_\_\_\_\_ ( ) \_\_\_\_\_

連絡先 (上記以外の連絡先がある場合に記載してください) \_\_\_\_\_ ( ) \_\_\_\_\_

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号)第13条第1項の規定に基づき、下記のとおり保有個人情報の開示を請求します。

記

1 開示を請求する保有個人情報(具体的に特定してください。)

※(本人の)住所又は居所に隣接した住所等以外の場所が納税地となっている場合には、当該納税地を記載してください。

2 求める開示の実施方法等(本欄の記載は任意です。)

ア又はイに○印を付けてください。アを選択した場合は、実施の方法及び希望日を記載してください。

ア 窓口における開示の実施を希望する。  
 <実施の方法> 閲覧 写しの交付 その他( )  
 <実施の希望日> 平成 年 月 日

イ 写しの送付を希望する。

3 手数料

手数料 (1件300円)	ここに収入印紙を貼ってください。(消印はしないでください。)	金額 円	領収証番号	確認印
--------------	--------------------------------	------	-------	-----

4 本人確認等

ア 請求者 本人 法定代理人

イ 請求者本人確認書類  
運転免許証 健康保険被保険者証 住民基本台帳カード(住所記載のあるもの)  
在留カード、特別永住者証明書又はこれらの書類とみなされる外国人登録証明書  
その他( )  
 ※ 請求書を送付して請求をする場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。

ウ 本人の状況等(法定代理人が請求する場合にのみ記載してください。)  
 (ア) 本人の状況 未成年者( 年 月 日生) 成年後見人(ふりがな)  
 (イ) 本人の氏名  
 (ウ) 本人の住所又は居所

エ 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示又は提出してください。  
請求資格確認書類 戸籍謄本 登記事項証明書 その他( )

※ 整理欄

受付	【請求者本人確認書類番号等】	確認印	補正
<input type="checkbox"/> 窓口			<input type="checkbox"/> 有
<input type="checkbox"/> 送付			<input type="checkbox"/> 無